

### 発熱・風邪等症状がある場合

- 平熱より1℃高い、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、節々の痛み、下痢、嗅覚・味覚異常、咳や風邪の症状、高熱が認められ解熱剤等を飲み続けなければ症状が改善しない

発症から**24時間以内**に医療機関を受診または市販の抗原検査キットで自己診断すること  
 ※陰性の場合も報告してください、報告が無い場合配慮対象にはなりません。  
 ※陰性の場合、発症日から診断日・検体採取日までの期間が配慮されます（以降は通常の欠席）。

医療機関受診（受診日）

市販の抗原検査キットで自己診断  
（検体採取日）

診断された日・検査結果が出た日  
（診断日）

陰性

陽性

報告用Formsで大学に報告【受診結果・自己診断結果報告】

登校可 ※報告不要

講義、実験・実習を欠席した場合、事務室・**教務担当**で欠席届を記入

### 自身が濃厚接触者と認定された場合（自主的に判断した場合も含む）

- 同居家族等が新型コロナウイルス感染者である
- 自身が新型コロナ陽性者と濃厚接触した場合

報告用Formsで大学に報告【濃厚接触者となった】

以下のいずれかを満たした場合、自己判断で登校可 ※報告不要

（感染者と最後に接触した、または家庭内で感染対策がされた日を0日目とする（最終接触日））

- 最終接触日から**5日間経過し体調に変化が無い場合6日目**から登校可
- 最終接触日から**2日目及び3日目にPCR検査や抗原検査で陰性**となった場合**3日目**から登校可

体調に変化あり

講義、実験・実習を欠席した場合、事務室・**教務担当**で欠席届を記入

### 自身が陽性と診断された場合（自己診断を含む）

医療機関で陽性と診断された

市販の抗原検査キットで陽性となった

陽性者登録センターに登録  
（各都道府県のHPを参照）

報告用Formsで大学に報告【陽性者となった】

学内濃厚接触者：あり

学内濃厚接触者：なし

当該学生に報告用Formsで大学に報告するよう連絡【濃厚接触者となった】

以下のいずれかを満たした場合、自己判断で登校可 ※報告不要

※医療機関等から療養期間が指定されている場合、指示に従ってください。

**有症状の場合**（発症日を0日目とする）

- 発症日から**7日間経過**し、症状軽快（※）後**24時間経過**している場合、**8日目**から登校可ただし、10日が経過するまで健康状態の観察や自主的な感染予防行動を徹底してください。  
 ※:症状軽快：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

**無症状の場合**（検体採取日を0日目とする）

以下のいずれかを満たせば登校可。

- 検体採取日から**7日間経過**している場合**8日目**から登校可
- 検体採取日から**5日目にPCR検査や抗原検査で陰性**となった場合**6日目**から登校可ただし、7日が経過するまで健康状態の観察や、自主的な感染予防行動を徹底してください。

講義、実験・実習を欠席した場合、事務室・**教務担当**で欠席届を記入

報告用Forms

<https://forms.office.com/r/7ATkSzhHng>

（QRコードからもアクセス可能です）



## 基本的な感染対策の実施について

基本的な感染対策（三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を講じてください。

### マスク着用の考え方

	身体的距離（2m以上を目安）			
	確保できる		確保できない	
	屋内	屋外	屋内（※2）	屋外
会話を行う	着用推奨 （※1）	着用不要	着用推奨	着用推奨
会話を ほとんど行わない	着用不要	着用不要	着用推奨	着用不要

ただし、高齢者等との面会時や、重症化リスクの高い者と接する場合は着用を推奨します。

※1十分な換気等感染対策を講じている場合は外すことも可

※2 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中等

## 大学内での行動について

- 1 大学への入退時、講義室への入退室等、共有スペース利用時の手洗い、手指消毒を心がけてください。
- 2 大学構内や教室、研究室では基本的にマスクを着用してください（講義・実験・実習中も含む）。ただし、既往症の悪化が懸念される場合や緊急の場合はマスクを外してもかまいません。その際は、他者との距離を確保する、対面での会話を控える等の処置を講じてください。
- 3 大学内で飲食をする場合、以下の3点を遵守してください。  
①他者との距離を1m以上空ける ②対面を避ける ③会話は控える
- 4 講義・実験実習中は換気扇を回し室内の換気に心がけてください。実験実習の実施において問題が生じる場合は、換気扇を短時間停止してもかまいません。実験室で遺伝子組み換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物、実験動物等を使用する場合は、関係法令等を踏まえて適切に実施してください。
- 5 課外活動（クラブ・サークル）は、学生支援委員会が出す活動の条件や感染拡大防止策等の指示に従ったうえで実施してください。

## 大学外での行動について

- 1 帰省や旅行等で国内を移動する場合、滋賀県、および移動先の自治体からの要請や指示に従ってください。
- 2 海外渡航する場合は、学生生活支援担当へ報告してください。入国や出国に関しては、外務省が発出している「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置」に従ってください。なお、日本からの渡航者に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置は外務省のホームページや当該国の日本国大使館・領事館のホームページを参照して行動を計画してください。いずれの場合も検疫、隔離等、外務省の指示に従ってください。
- 3 会食する際はマスクを着用した少人数・短時間での会食を心がけてください。また、感染症対策のガイドラインを遵守し、自治体が設置している認証制度に登録している店舗の利用を推奨します。
- 4 学外での活動にあたっては、いずれの場合も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底してください。